

国立大学法人東京農工大学コンプライアンス規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (組織) 第11条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1)～(6) (略) <u>(7) 学務部長、研究推進部長、総務部長及び財務部長</u> (8) (略)</p>	<p>本則 (組織) 第11条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1)～(6) (略) <u>(7) 次長 3人</u> (8) (略)</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。